

## 「指定訪問介護」利用契約書（三者契約）

### ◇◆目次◆◇

第1章総則	第4章契約の変更・終了
第1条（契約の目的）	第11条（契約当事者の変更）
第2条（契約期間）	第12条（契約の終了時由、契約終了に伴う援助）
第3条（訪問介護計画）	第13条（契約者からの途中解除）
第4条（在宅介護サービス）	第14条（契約者からの契約解除）
6	第15条（事業者からの契約解除）
第2章 サービスの利用と料金	第16条（精算）
第5条（サービス利用料金の支払い）	第5章その他
第6条（料金体系の変更）	第17条損害賠償責任
第7条（利用日のキャンセル及び変更）	第18条相談・苦情対応
第8条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）	第19条（緊急時の対応）
第3章事業者の義務	第20条（協議事項）
第9条（事業者の記録作成・交付の義務）	
第10条（秘守義務等）	

# 訪問介護契約書

様（以下「契約者」という。）と社会福祉法人群馬県社会福祉事業団（以下「事業者」という。）の運営する特別養護老人ホーム菱風園が管理する菱風園ヘルパーステーション（以下「事業所」という。）は、契約に対して事業者が行う在宅介護サービスについて次の通り契約（以下、「本契約」という。）を締結します。

## 第1章 総則

### 第1条（契約の目的）

事業者は、介護保険法の趣旨に従い、契約者がその居宅において、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護を提供し、契約者は事業者に対しそのサービスに対する料金を支払います。

### 第2条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護または要支援認定の有効期間満了日までとします。

但し、契約期間満了の2日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、契約は本契約と同条件で自動更新されます。

### 第3条（訪問介護計画）

事業者は、契約者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「訪問介護計画」を作成します。事業者は、この「訪問介護計画」の内容を契約者及びその家族に説明します。

### 第4条（在宅介護サービス）

- 1 契約者が提供を受ける訪問介護の内容は「契約書別紙」に定めたとおりです。事業者は、「契約書別紙」に定めた内容について、契約者及びその家族に説明します。
- 2 事業者は、サービス従業者を契約者の居宅に派遣し、訪問介護計画に沿って「契約書別紙」に定めた内容の訪問介護を提供します。
- 3 第2項のサービス従業者は、介護福祉士又は訪問介護員研修1～2級課程を修了した者です。
- 4 訪問介護計画が契約者との合意をもって変更され、事業者が提供するサービスの内容または介護保険適用の範囲が変更となる場合は、契約者の了承を得て新たな内容の「契約書別紙」を作成し、それをもって訪問介護の内容とします。

## 第2章サービスの利用と料金

### 第5条（サービス利用料金の支払い）

- 1 契約者は、サービスの代価として「契約書別紙」に定める利用単位ごとの料金を基に計算された月ごとの合計を支払います。
- 2 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月15日までにご請求いたします。
- 3 契約者は、当月の料金の合計額を翌月25日に銀行の通帳より自動引き落として支払います。または、集金にて利用料を支払います。
- 4 事業者は、契約者から料金の支払いを受けたときは、契約者に対し領収書を発行します。
- 5 契約者及び介護者等は、在宅介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む。）を無償で提供し、ホームヘルパーが会社に連絡する場合の電話等の使用を承諾する者とします。

### 第6条（料金体系の変更）

- 1 事業者は、やむを得ない事情により所定の料金体系を変更した場合には、契約の有効期間中であっても契約者に対してサービス利用料金の増額又は減額を求めることができます。この場合、事業者は契約者に対して、1ヶ月前に文書をもって通知するものとします。
- 2 契約者は、前項の変更を了承することができない場合には、本契約を解約することができます。
- 3 前項の場合に、契約者は既に実施した訪問介護サービスについては所定のサービス利用料金を事業者に支払うものとします。

### 第7条（利用日のキャンセル及び変更）

- 1 契約者は、都合により所定の日時における在宅介護サービスの利用を中止又は変更することができます。この場合には、契約者はサービス提供の12時間前までに事業者に申し出るものとします。
- 2 前項の場合に、契約者は中止した利用日についてサービス利用料金の支払い義務を負いません。
- 3 本条第1項に定める期限を過ぎた申し出により、又は事前の申し出なく在宅介護サービスの実施が中止された場合には、契約者は原則として「契約書別紙」に定める計算方法により、料金の全部又は一部を事業者に支払うものとします。ただし、契約者の病変や急な入院等特別な事情による場合には、この限りではありません。

## 第8条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

- 1 契約の有効期間中、地震・噴火等の天災、その他自己の責に帰すべからざる事由により、サービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。
- 2 前項の場合に、事業者は契約者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。

## 第3章事業者の義務

### 第9条（サービス提供の記録）

- 1 事業者は、訪問介護の実施ごとに、サービス内容等を事業者が交付する書式の記録表に記入し、サービスの終了時に契約者の確認を受けることとします。契約者の確認を受けた後、その控えを契約者に交付します。
- 2 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、この契約の終了後2年間保管します。
- 3 事業者は、第2項のサービス提供記録を契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物の交付を行うものとします。

### 第10条（秘守義務）

- 1 事業者及びサービス従事者または従業員は、訪問介護サービスを提供するうえで知り得た契約者またはその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この秘守義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、契約者に医療上緊急の必要がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項に拘わらず、契約者に係わる他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、事前に文章により通知し同意を得たうえで使用するものとします。

## 第4章契約の変更・終了

### 第11条（契約当事者の変更等）

契約者は、契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、契約者の家族等をあらかじめ代理人とすることを定めるか、又は契約者の家族を含む第三者に契約者を変更することに同意します。

### 第12条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 一 契約者が死亡した場合
  - 二 契約者が介護保険施設に入所した場合
  - 三 要介護認定により契約者的心身の状況が自立と判定された場合
  - 四 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又は、やむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
  - 五 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
  - 六 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は解除された場合
  - 七 第11条から第13条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 2 事業者は、前項第1号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者的心身の状況、置かれている環境を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

#### 第13条（契約者からの途中解除）

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解除することができます。この場合には、契約者は、契約終了を希望する日の7日前までに事業者に通知するものとします。
- 2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
  - 一 第7条2項により本契約を解約する場合
  - 二 契約者が入院した場合
  - 三 契約に係わる居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

#### 第14条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める訪問介護サービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくはサービス従事者が第15条に定める秘守義務に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 四 他の契約者が契約者の身体・財産・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

#### 第15条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 一 契約者が、契約締結時に契約者の心身の状況及び病歴等重要事項について、故意にこれを告げず、又は、不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 契約者による、第6条に定めるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にも拘わらずこれが支払われない場合
- 三 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の契約者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

#### 第16条（精算）

第10条第1項から第6項により本契約が終了した場合において、契約者が、既に実施されたサービスに対する利用料金支払い義務及びその他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から1週間以内に精算するものとします。

#### 第5章その他

##### 第17条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。ただし、契約者に故意又は過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

##### 第18条（相談・苦情対応）

事業者は、契約者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した訪問介護サービス等に関する契約者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

##### 第19条（緊急時の対応）

事業者は、訪問介護の提供を行っているときに契約者の病状の急変を生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医及び家族に連絡を取る等必要な措置を講じます。

##### 第20条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業所が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事 業 所 住 所 桐生市浜松町1丁目3番3号  
名 称 菱風園ヘルパーステーション

代表者氏名 特別養護老人ホーム 菱風園  
園長 松井 泰俊 印

契約者 住 所

氏 名 印

(代理人) 住 所

氏 名 印  
(続柄 )